湖西市監査基準

令和元年 11 月 18 日 監查委員告示第 4 号

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 一般基準(第5条—第11条)
- 第3章 実施基準 (第12条—第19条)
- 第4章 報告基準 (第20条—第24条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)並びにその他の行為(法令の規定により監査委員が行うこととされている行為のうち、監査等以外のものをいう。以下同じ。)の実施及び報告等に関し、監査委員のよるべき基本事項を定めるものとする。

(規範性)

- 第2条 この基準は、法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、 この基準に従って監査等及びその他の行為を実施するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この基準に定められていない事項については、一般に公 正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

(監査等の目的等)

- 第3条 監査等は、行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与するとともに、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進及び市政への信頼確保に資することを目的とする。
- 2 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、監査等の結果に関する報告等(第 20 条第 7 項に規定する監査等の結果に関する報告等をいう。第 19 条において同じ。)を決定し、これを議会、市長等に提出等をする。

(監査等の種類及びそれぞれの監査等の目的)

- 第4条 監査等のうち、次の各号に掲げる監査は、それぞれ当該各号に定めることを 目的とする。
 - (1) 住民の直接請求に基づく監査(法第75条第3項の規定による監査をいう。以下同じ。) 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務

- の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、そ の組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 議会の請求に基づく監査(法第98条第2項の監査をいう。以下同じ。) 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 財務監査(法第199条第1項の規定による監査をいう。以下同じ。) 財務に 関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経 費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監 査すること。
- (4) 行政監査(法第199条第2項の監査をいう。以下同じ。) 事務の執行が法令 に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運 営の合理化に努めているか監査すること。
- (5) 市長の要求に基づく監査(法第199条第6項の監査をいう。以下同じ。) 市 長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効 果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (6) 財政援助団体等に対する監査(法第199条第7項の規定による監査をいう。以下同じ。) 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体(以下「財政援助団体等」という。)の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査(法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査をいう。以下同じ。) 監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは企業管理者の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること。
- (8) 住民監査請求に基づく監査(法第242条第5項の監査をいう。以下同じ。) 住民が、市の職員等による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務会計上 の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監 査すること。
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第 243 条 の 2 の 2 第 3 項(公企法第 34 条の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の 規定による監査をいう。以下同じ。) 市長又は企業管理者の要求に基づき職員 が市に損害を与えた事実があるか監査すること。
- 2 監査等のうち、例月現金出納検査(法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査をいう。 以下同じ。) は、会計管理者等(会計管理者、市長又は企業管理者をいう。第 8 条

- 第2項及び第21条第2項第6号において同じ。)の現金の出納事務が正確に行われているか検査することを目的とする。
- 3 監査等のうち、次の各号に掲げる審査は、それぞれ当該各号に定めることを目的と する。
 - (1) 決算審査(法第233条第2項又は公企法第30条第2項の審査をいう。以下同じ。) 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
 - (2) 基金の運用状況審査(法第241条第5項の審査をいう。以下同じ。) 基金の 運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行わ れているか審査すること。
 - (3) 健全化判断比率審査(健全化法第3条第1項の審査をいう。以下同じ。) 健全化判断比率(同項に規定する健全化判断比率をいう。第21条第2項第9号において同じ。)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
 - (4) 資金不足比率審査 (健全化法第 22 条第 1 項の審査をいう。以下同じ。) 資金不足比率 (同条第 2 項に規定する資金不足比率をいう。第 21 条第 2 項第 10 号において同じ。)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- 4 財務監査は、定期監査(法第199条第4項の規定に基づき行う監査をいう。)又は 随時監査(同条第5項の規定に基づき行う監査をいう。)として実施する。
- 5 その他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実 施するものとする。

第2章 一般基準

(倫理規範)

- 第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。
- 2 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、法第 198 条の 3 の規定により漏らしてはならないとされる職務上知り 得た秘密については、これを他の目的に利用しないものとする。その職を退いた後 も同様とする。
- 4 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第3条に規定する目的等を達成するため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

(指導的機能の発揮)

第6条 監査委員は、第3条第1項の目的を達成するため、監査等の対象組織に対し、

適切に指導的機能を発揮するものとする。

(監査等の実施)

- 第7条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク (組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。
- 2 前項の場合において、リスクの内容及び程度の検討に当たっては、必要に応じて内 部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。
- 3 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(報告の聴取)

- 第8条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査について、会計管理者に報告を求めるものとする。
- 2 監査委員は、地方自治法施行令第 168 条の 4 第 3 項又は地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号) 第 22 条の 5 第 3 項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者等に報告を求めるものとする。

(監査調書等の作成及び保存)

第9条 監査委員は、年間監査計画(監査等の年間計画をいう。第14条第2項において同じ。)及び実施計画(以下これらを「監査等の計画」という。)、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

(情報管理)

- 第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流 出しないよう、情報管理を徹底するものとする。
- 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)、湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例(令 和4年湖西市条例第28号)及び湖西市個人情報の保護に関する法律等施行規則 (令和5年湖西市規則第3号)の規定に基づき適切に取り扱うものとする。 (品質管理)
- 第11条 監査委員は、この基準にのっとってその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針及び手続を定めるものとする。
- 2 監査委員は、前項の品質管理の方針及び手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。
- 3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員を適切に監督し、指導するものとする。
- 4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に

のっとって遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政 運営に関して、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせ るものとする。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手 して、監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査等の実施方針)

- 第13条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査等の結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源(監査等のための人員、時間等をいう。 次条第2項において同じ。)等を総合的に勘案し、監査等の方向性、重点項目等の 実施方針を策定するものとする。
- 2 前項の実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。 (監査等の計画)
- 第14条 監査委員は、前条第1項の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に 実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。
- 2 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査等の結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
 - (2) 監査等の種類別実施予定時期
 - (3) 監査等の実施体制
 - (4) 前各号に掲げるもののほか必要と認める事項
- 3 監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの 内容及び程度を検討した上で、体系的に次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 監査等の種類
 - (2) 監査等の対象
 - (3) 監査等の着眼点
 - (4) 監査等の主な実施手続
 - (5) 監査等の実施場所及び日程
 - (6) 監査等の担当者及び事務分担
 - (7) 前各号に掲げるもののほか監査等の実施上必要と認める事項
- 4 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象、環境等が変化した場合、又は監査等の実施過程で事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。

(監査等の手続)

- 第15条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手できるよう、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。
- 2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するため、 監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性及び合規性に着目し、併 せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示 の妥当性等も考慮するものとする。
- 3 監査等の手続は、試査又は精査による。
- 4 監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象又は状況が生じた場合、 新たな事実を発見した場合、異常の兆候を発見した場合、不正の兆候又は事実を発 見した場合その他必要と認める場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適 切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するもの とする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証拠突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第 17 条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、 監査等を行うものとする。

(監査専門委員の選任及び他者情報の利活用)

- 第18条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員(法第200条の2に規定する監査専門委員をいう。)を選任し、必要な事項を調査させるものとする。
- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、監査等の対象部局等(財政援助団体等を含む。) の内部監査人、監査役、監事その他監査をつかさどる者(次項において「内部監査 人等」という。)と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監 査等の実施に努めるものとする。
- 3 監査委員は、内部監査人等から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。
- 4 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任

において利用するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第19条 監査委員は、原則として、監査等の結果に関する報告等の決定の前に、監査 等の対象部局等の長その他監査等の対象の当事者から弁明、見解等を聴取するもの とする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

- 第20条 監査委員は、次の各号に掲げる監査を終了したときは、監査の結果に関する報告を当該各号に定める者に送付し、又は提出するものとする。
 - (1) 住民の直接請求に基づく監査 当該直接請求の代表者、議会、市長及び関係の ある教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会その他法律に基づく 委員会又は委員(以下「関係のある委員会等」という。)
 - (2) 議会の請求に基づく監査、財務監査、行政監査、市長の要求に基づく監査及び 財政援助団体等に対する監査 議会、市長及び関係のある委員会等
 - (3) 公金の収納又は支払事務に関する監査 議会及び市長
- 2 監査委員は、前項第1号及び第2号に掲げる監査に係る監査の結果に関する報告については、必要に応じて当該報告に添えて法第199条第10項の意見を提出し、これらの監査の結果に関する報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、同条第11項の規定による勧告をするものとする。
- 3 監査委員は、住民監査請求に基づく監査を終了し、当該住民監査請求に理由がない と認めるときは、法第242条第5項の規定による通知を当該住民監査請求の請求人 に、当該住民監査請求に理由があると認めるときは、同項の規定による勧告を議会、 市長その他の執行機関又は職員に、当該勧告に係る同項の規定による通知を当該住 民監査請求の請求人に、それぞれ書面により行うものとする。
- 4 監査委員は、市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査を終了したときは、決定した賠償責任の有無及び賠償額を、当該監査を要求した市長又は企業管理者に書面で報告するものとする。
- 5 監査委員は、例月現金出納検査を終了したときは、検査の結果に関する報告を、議 会及び市長に提出するものとする。
- 6 監査委員は、決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。
- 7 監査委員は、第1項の監査の結果に関する報告、第2項の意見、同項の勧告、第3項の通知、同項の勧告、当該勧告に係る同項の通知、第4項の賠償責任の有無及び 賠償額の報告、第5項の検査の結果に関する報告並びに前項の意見(以下「監査等 の結果に関する報告等」という。)の提出等に当たっては、市民が理解しやすいよ

うに平易かつ簡潔明瞭な表現に努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

- 第21条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) この基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の着眼点
 - (5) 監査等の主な実施内容
 - (6) 監査等の実施場所及び日程
 - (7) 監査等の結果
 - (8) 前各号に掲げるもののほか監査委員が必要と認める事項
- 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な 点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必 要と認める事項を記載するものとする。
 - (1) 住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、財務監査、行政監査 及び市長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監 査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行が法令に適合し、正確で、 最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めて いること。
 - (2) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり 監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の財政的援助等に係 る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (3) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項 のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった指定金融機関等の公金の出 納事務が正確に行われていること。
 - (4) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること。
 - (5) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号 から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった 事実があること。
 - (6) 例月現金出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (7) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

- (8) 基金の運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した 限りにおいて、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が 確実かつ効率的に行われていること。
- (9) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- (10) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を第1項 第7号の監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明 らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査等の結果に関する報告等を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

(監査委員の合議)

- 第 22 条 監査等に係る次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。
 - (1) 住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、財務監査、行政監査、 市長の要求に基づく監査及び財政援助団体等に対する監査に係る監査の結果に関 する報告
 - (2) 前号の監査の結果に関する報告(住民の直接請求に基づく監査に係るものを除く。)に添える意見
 - (3) 第1号の監査の結果に関する報告に係る法第199条第11項の規定による勧告
 - (4) 住民監査請求に基づく監査及び当該監査に係る勧告(暫定的な停止の勧告を含 す。)
 - (5) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査に係る賠償責任の有無及び賠償額
 - (6) 決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に 係る意見
- 2 監査委員は、前項第1号の監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の 意見が一致しないことにより、同項の合議により決定することができない事項があ る場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関 係のある委員会等に提出するとともに公表するものとする。

(監査の結果に関する報告等の公表)

- 第23条 監査委員は、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、財務 監査、行政監査、市長の要求に基づく監査及び財政援助団体等に対する監査につい て、次に掲げる事項を、監査委員(除斥その他の事由により監査等を実施しなかっ た監査委員を除く。次項において同じ。)の連名で速やかに公表するものとする。
 - (1) 監査の結果に関する報告の内容
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
- 2 監査委員は、住民監査請求に基づく監査に係る法第242条第5項の規定による通知 又は同項の規定による勧告の内容を監査委員の連名で速やかに公表するものとする。 (措置状況の報告等)
- 第24条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者又は監査の結果に関する報告に 係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表す るものとする。
- 3 監査委員は、住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会、市長又は関係 のある委員会等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通 知し、かつ、公表するものとする。

附則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に策定されている実施方針及び監査等の計画は、第13条第1項の規定により策定された実施方針及び第14条第1項の規定により策定された 監査等の計画とみなす。

附 則(令和5年9月4日監査委員告示第1号) この基準は、公布の日から施行する。